

青森県環境影響評価審査会の意見

(新青森太陽光発電所建設事業に係る環境影響評価方法書)

- 1 国道7号の対象事業実施区域付近は交通量が多く、今後の工事の詳細設計や通行時間帯によっては資材等の運搬ルート沿道への影響が現状の予測よりも大きくなるおそれがあることから、資材等の搬出入に当たっては、あらかじめ時間帯を調整するなどの運搬計画を検討するとともに、必要に応じて、資材等の運搬に係る大気質、騒音及び振動を環境影響評価項目に追加すること。
- 2 対象事業実施区域には、「水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」の指定区域が含まれている。事業の実施に伴い、水源涵養などの重要な機能を有する当該森林を伐採することにより、自然環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、事業計画の具体化に当たっては、当該指定区域を回避するとともに、改変区域と当該森林の間に緩衝域を設けるなどの措置についても検討し、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。
- 3 対象事業実施区域及びその周辺は、天田内配水所水源保護区域に指定されており、また、対象事業実施区域東側の一部は地下水採取指定地域となっている。本事業では、工事の実施における地下水を環境影響評価項目として選定しているが、事業の実施に伴い、土壌の浸透能が造成前後で変化する可能性があり、地下水への重大な影響が懸念されることから、供用後における地下水も環境影響評価項目に追加すること。
- 4 対象事業実施区域隣地においては、既存の太陽光発電所が存在していることから、累積的な環境影響が想定される景観については、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。また、太陽光パネルの配置及び傾斜角度によっては、当該パネルからの反射光による走行中の車両や住居等への影響が懸念されるため、景観については、反射光の視認可能性を含めた予測及び評価を行うとともに、それらの結果を踏まえて、残置森林及び当該パネルの配置等についても検討すること。
- 5 太陽光パネルからの反射光による鳥類や飛翔昆虫類への影響については知見が少ないため、類似事例や最新の知見等を整理・検討した上で、隣接する既存の太陽光発電所との累積的な環境影響も含めて、調査、予測及び評価を行うこと。

6 底生動物について、工事に伴う排水や改変後の地形・樹木伐採後の状態により、水生生物の生育・生息環境に変化を及ぼすことが予想されるとして、水生生物を環境影響評価項目に選定しているが、底質環境は対象事業実施区域から流下した難分解物を多く含む軟泥の堆積により変化すると考えられることから、これらを踏まえた予測及び評価を行うこと。

また、底質環境の変化は時間経過とともに影響が大きくなるため、工事の実施前及び供用後における水底の底質のモニタリングの実施についても検討し、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。

7 生態系について、予測対象時期は供用後の「生態系の基盤である植生が安定する時期」としているが、具体的な植栽計画等を踏まえて、生態系の注目種及び予測対象時期等を明らかにした上で、適切に予測及び評価を行うこと。

8 土地の改変により、下流河川の流況の変化が考えられることから、工事中及び供用後における排水の河川への流入量並びに仮沈砂池の集水方法、処理能力、容量等を明らかにした上で、供用後の水象を環境影響評価項目に追加すること。